

## 【コメント】

# 「ローマ皇帝からビザンツ皇帝へ」コメント —明清皇帝とビザンツ皇帝の即位儀礼の比較—

谷井 俊仁

三重大学

### 1. コメントのねらい

井上報告では、ビザンツの皇帝体制を、専制君主制とみる考え方と立憲君主制とみる考え方があることを紹介する。

前説が着目するのは、ビザンツ皇帝が教会の制約をあまり受けなかったことである。また皇帝は、autocrator、despotesといった称号をもっており、即位においても、共同皇帝戴冠という形で後継者を指名した。されば皇帝は、神に由来する絶対権力者だったとする。

後説は、ビザンツ皇帝はローマ皇帝を継承すると考える。皇帝は無制限の権力をもつのではなく、ローマ法、正統信仰、選挙君主制などによって牽制される。即位も、元老院・市民・軍隊の歓呼によるのであり、あくまでも市民の第一人者にすぎなかったとする。

ビザンツ皇帝の性格づけに関して、このように対立する二説があるということは、中国史研究者にとって驚きである。中国の皇帝は、秦の始皇帝以来、専制君主であることは暗黙の了解となっており、その性格づけについて異論は生じていないからである。

しかしこのことは、逆に中国史学の致命的な盲点ともなっている。すなわち、中国皇帝イコール専制君主であることは、自明と思われているがゆえに、専制とはそもそも何かといった根本的な疑問が抱かれられないのである。

たとえば、日本の学界では、10世紀の宋代以降を君主独裁制の時代とし、皇帝権力の絶対性が極まったかのような言い方をする。このような主張は、内藤湖南が唐と宋を比較するなかで唱えはじめたものである<sup>1</sup>。内藤の主張は、当時、唐と宋が一貫した時代のように考えられていたのに対する異議申立てであり、両者の政治形態を唐の貴族制、宋の君主独裁制と対比的に性格づけたのであった。君主独裁制とは、専制における一つの政治システム類型として理解される。

この考え方は、一定の合理性をもつが故にその後支持を得るところとなったが、逆に君主独裁制についての議論をそれ以上深化させないという反作用をも及ぼした。内藤の君主独裁制という概念は、唐の貴族制との比較によってもたらされた記述的な規定であって、それにふさわしい現象を多数列挙することによって説明される。しかしそれらが、相互に如何なる論理連関をもっているのかについての議論には、欠けるところがあった。されば、その課題は後に続く者の仕事となるはずであったが、それは果されずにきている。

たとえば、内藤説を精力的に展開した代表的論者に宮崎市定がいる。しかし宮崎も、君主独裁制のもつ諸々の側面の提示、解明を行ったのであり、君主独裁制の論理の理解については、

未だ素朴な段階にとどまっている<sup>2</sup>。唐代後半以降、中国王朝は財政国家化するという鋭い洞察をもっていたにもかかわらず、それを君主独裁制論と結びつけて発展させなかったのは、かえすがえすも残念なことであった。

その意味で筆者は、井上報告を中国史学の知的怠慢に対する警鐘として聞いた。ビザンツ史においては、専制君主説と立憲君主説の二説が競合しており、それぞれ深化する可能性が開かれている。しかし中国史においては、君主独裁制説を発展させたり、それに替わるあらたな視野をもった説の登場は、まだ実現していない。これは中国史学の怠慢といわねばならない。

筆者は、以上のような問題関心のもと、井上報告の中で詳細にあつかわれていた即位儀礼に焦点をしばり、明・清皇帝の即位儀礼とビザンツのそれとを比較することによって、皇帝専制（君主独裁制）論への新たな視点を摸索してみたい。このような作業は、隘路におちいった明清君主独裁制論に活路を開くためであるが、井上報告で言及されなかったビザンツ皇帝の性格規定に関わる問題を明らかにするためでもある。

## 2. 明朝皇帝の即位儀礼

万暦『大明会典』巻45、登極儀で取り上げられているのは、初代洪武帝、第4代洪熙帝、第12代嘉靖帝の即位儀礼である。このうち嘉靖帝は、傍系から継承したという点で、変則的なものがあるので、前二者の即位儀礼を検討する。

洪武帝の場合は開国の皇帝の即位儀礼であり、自らが自らを権威づけなくてはならなかった。それに対し、洪熙帝の時にはすでに王朝の権威は確立されており、それをつつがなく継承すればよかった。その意味で、前者の儀礼には過剰なまでの意味づけが施されており、後者は要点だけを絞り込んだ簡素なものとなっている。

### (1) 初代皇帝太祖の即位 ——洪武元（1368）年——

太祖朱元璋は、二回即位をしている。一回目は、至正24年元旦に行われた呉王への即位であり、もう一回は、洪武元年正月4日の皇帝への即位である。王と皇帝とでは政治的な重みが違うので、皇帝の即位について検討する。

即位の次第を伝える史料には、『太祖実録』と正徳『大明会典』巻45、登極儀（および万暦『大明会典』巻45、登極儀）があり、内容面でそれぞれ粗密がある。ただし儀式的次第については、『会典』の方が詳しいので、以下これによって記す<sup>3</sup>。

まず宮城から鍾山の南（南郊）にある園丘<sup>4</sup>におもむき、天の祀りを行なう。そこには、金の椅子と皇帝の礼服（「袞冕」）が備えられている。牲帛を焼いて神へ捧げると（「望瘞<sup>5</sup>」）、丞相、諸大臣が群臣をひきいて、即位を要請する<sup>6</sup>。彼らは朱元璋を担いで椅子に座らせ、その前に整列する。式部官が礼服と印璽（「御宝」）の置かれた机を朱元璋の前に置くと、丞相らは礼服を着せて列に戻る。

その後ひとしきり拝礼、楽奏があった後、丞相が進み出る。印璽を持った式部官（「捧宝官」）から印璽を受け取り、朱元璋に「皇帝陛下は位に着かれました。臣らは謹んで印璽を奉ります」とのべて進呈する。印璽は、印璽担当の官庁である尚宝司の長、尚宝卿が引き取って小箱にし

まう。丞相らは列にもどり、拝礼、叩頭が行われ、群臣たちによって三たび歎呼（「山呼」）が行われる。その後また拝礼が行われ、ここで一旦解散となる。

以上が即位儀礼の前半であり、後半は宮城に戻っておこなわれる。皇帝は太廟に赴き、勸進の文書、印璽（「冊宝」）を捧げ、ついで社稷を祀る<sup>7</sup>。この段階では、礼服を着用していない。さればこの儀礼は、私的な性格をもつ。ついで礼服に着替えた皇帝は、奉天殿に現われ、そこで百官の言ほぎを受ける。これこそは、文武の官僚を総動員し、壮麗におこなわれる公的な儀礼である。

丞相以下の文武官が入場して整列すると、礼服を着用した皇帝が玉座に着く。しかし、玉座の前には御簾がかけられており、その姿はまだあらわにされない。楽奏があると、武官が御簾をかかげ、尚宝卿が印璽を机の上に置く。その後拝礼があり、つづいて即位を言ほぐ文書（「表」）が読み上げられる。官僚たちは、手を額にあて、万歳と叫ぶこと三たびに及ぶ（「山呼」）。最後にまた楽奏があり、拝礼して式をおえる。附随儀礼として、皇后、皇太子の冊立、即位詔の天下への頒布がある。

以上が太祖朱元璋の即位儀礼である。儀礼は、南郊における前半と宮城における後半とに分けられ、前半の段階ですでに朱元璋は、皇帝となっている。よって前半について検討すると、ポイントは三箇所ある。第一は、最初に園丘で天の祀りが行われていることで、これは、朱元璋に天命が降ったことを意味する。この祀りが、即位儀礼の形而上的な意味づけをなす。

第二は、丞相ほかの群臣によって即位の勸進が行われていることで、これが即位の政治力学的な基礎をなす<sup>8</sup>。これら群臣は、朱元璋の支持集団であり、丞相は、その指導的立場にある。彼らが朱元璋を担いで玉座に座らせてしまうというのは、即位が擁立であることの明快な表現である。

なお『実録』によれば、勸進は呉元年12月癸丑（11日）とその翌日にも行われているが、会典はこれらを即位儀礼の一環とはみなさない。なぜなら朱元璋は、12日の段階で即位の決心をし、即位の儀注の作成を命じている。それができあがったのは辛酉19日であるから、当然この二回の勸進は即位儀礼の一環となり得ないわけである。

第三は、印璽のもつ意味である。即位に関わる物品としては、金の椅子、礼服、印璽の三つがあるが、印璽のもつ意味が最も重い。印璽は、皇帝が発行する文書におさされて、その正当性を視覚的に保証するのであり、皇帝権威の制度的な基礎をなす。されば印璽の進呈によって朱元璋は、形而上的な意味づけ（礼）、政治的な意味づけ（勸進）、制度的な意味づけ（印璽）の三点を備えたことになり、ここに皇帝としての要件は満たされる。

以上を通観するに、朱元璋の即位儀礼の実体的基礎は、丞相をトップとする支持集団の即位要請にあったというべきである。このような実体性があればこそ、天命も印璽も意味をもちうる。

井上報告によれば、ビザンツ皇帝の即位において、皇帝歎呼が重要な役割を果たしている。朱元璋が即位するときも群臣が歎呼しているが、前半の儀礼ですでに皇帝となっているのであり、後半の儀礼で行われる歎呼は、形式的な確認でしかない。ビザンツにおいても皇帝歎呼が実質的な意味をもつ時代とまたない時代があることが報告されていたが、朱元璋のケースは、後者

と類似する。

また、ビザンツにおける皇帝擁立の主体は、元老院、市民、軍隊の三者であり、それぞれ性格を異にしている。それに対して朱元璋は、丞相をトップに戴く群臣（「百官」）による擁立であって、擁立集団の性格は一元的である。

これは、皇帝即位以前にすでに呉国を建国しており、王位についていたためであるが、さらには国家観の相違があるように思われる。すなわち、国家の構成員をどの範囲に設定するかという問題があり、国家を統治者集団にせまく限定する立場と被支配者まで含めて大きくとらえる立場とがある。この問題については、結語で再論する。

## （2）第4代皇帝仁宗の即位 ——永楽22（1424）年——

万曆会典は、仁宗洪熙帝の即位儀礼が、その後の即位儀礼の前例となったことをいう。そこにおける顕著な特色は、皇太子が、文武官僚、軍民の有徳高齢者（「耆老」）からの即位要請に応える形で即位する点にある。すなわち勸進も即位儀礼の一環として位置づけられているのである。『実録』によれば、それは、同年8月11日から14日まで四回行われ、翌15日が即位式であった<sup>9</sup>。その次第を、会典にもとづいて記す<sup>10</sup>。

早朝、官僚が天地、宗廟、社稷に即位の報告をする。皇太子は、喪服を着用し、先皇帝（「大行皇帝」）の祭壇（「几筵」）の前で命を受けたことを告げる。礼服に着替えた後、天地、祖宗に報告を行い、再度先皇帝の祭壇の前で拝礼し、皇太后にも拝礼する<sup>11</sup>。以上をすませた皇帝は即位式に臨む。

皇帝は、礼服を着用し、式場となる奉天殿の裏にある華蓋殿に向う。その間に群臣は、奉天殿で整列している。皇帝は、式部官の「準備は整いました、昇殿してください」との言葉に従って奉天殿の玉座につく。群臣は即位を言ほぐ表を上すが、皇帝は、読み上げることは押し止め、拝礼させるだけで散会とする。その後は即位の詔の頒行儀礼が続く。

以上が即位儀礼の次第であるが、洪武帝のとは異なり、かなり簡素である。ポイントは二箇所ある。第一は、耆老も加わって勸進が行われている点である。これは、洪武帝の勸進においてはなかったことで<sup>12</sup>、ビザンツにおける市民の歓呼を連想させるものがある。

なぜ耆老が加わったのかについては、即位にまつわる特殊事情を考慮する必要があるだろう。すなわち先代の永楽帝がモンゴル遠征中に急死し（永楽22年7月18日）、遺詔をのこせなかったのである<sup>13</sup>。おそらくこのために、民も加えて、あらゆる臣民から勸進が行われるという形をとることが求められたのではないか。

ただしこの勸進は、即位儀礼の一環であるものの、あくまでも儀礼を開始する契機としての意味しかもたず、形骸化しているというべきである。洪武帝の場合は、即位の場でも群臣による勸進が行われており、両者の間に密接な関係が設定されている。しかし洪熙帝の場合は、時間的なひらきがあり、そのような関係性は弱いものと認められるからである。

そうとすれば、第二のポイント、即位当日の皇太子の行動が重要となる。特に皇太子が喪服を着用し、先皇帝に受命を報告するというのが決定的である。そもそも先皇帝は、皇太子に冊立した段階で、彼への継位を内諾しているわけであり、ここでの受命報告は、それを再確認す

る意味あいをもつとせねばならない。されば皇太子は、皇帝の礼服たる「袞冕」に着替え、皇帝となるのである<sup>14</sup>。その後の天地、祖宗への報告、先皇帝、皇太后への拝礼は、新皇帝としての行為であり、それらをすまして奉天殿における群臣との即位儀礼に臨む<sup>15</sup>。

このように、後代の皇帝には皇太子制度が機能しており、皇太子冊立によって即位は決定済みである。しかも、洪熙帝の場合は永楽帝の急死という特殊事情で欠如していたが、普通は先皇帝の遺詔の中で皇太子の継位が再確認されるのである。されば、群臣、耆老による勧進は、即位儀礼を開始するためのきっかけでしかなく、形式的なものとなる。

以上二件の事例から明朝皇帝の即位儀礼については、次のように理解することができる。初代皇帝は、基本的に統治集団の指導者としての性格をもっており、彼らによる勧進が皇帝即位の第一の要件となる。それに対し後代の皇帝は、皇太子制度が機能するため、勧進は形式化する。しかし、それがために逆に勧進主体の拡大が行うことが可能となり、耆老をも取り込むことが可能となった。

それでは、なぜ実質の意味をもたない耆老をとりこむのであろうか。これこそ国家構成員の範囲に関わる問題なのである。

### 3. 清朝皇帝の即位儀礼

#### (1) 初代皇帝太祖の即位 ——天命元(1616)年——

光緒『大清会典事例』巻292、登極にも記載があるが、『清太祖武皇帝実録』『満文老档』の方が詳しい。『満文老档』によると、丙辰の年(万曆44、1616)の元旦に諸王、大臣、衆人が会議して、ハンであるヌルハチにGenggiyen Han(英明なハン)との尊号を上した。ヌルハチは、玉座から立ち上がると衙門の外に出て天に三たび叩頭した。玉座に戻ったヌルハチに対し、八旗の諸王、大臣らは元旦の言ほぎを行い、三たび叩頭した。

以上が即位の次第であって、極めて簡単なものである。史料が、多くの事柄を省いているのは間違いないが、諸王、大臣、衆人が擁立しており、勧進型の即位方式であるのは明瞭である。その点で洪武帝と軌を一にしており、初代皇帝の即位パターンを踏襲している。

#### (2) 第4代皇帝聖祖の即位儀礼 ——順治18(1661)年——

後代の皇帝の即位儀礼の雛形を与えているのは、聖祖康熙帝のものであるので、これについて検討する<sup>16</sup>。史料は『聖祖実録』、『欽定大清会典則例』巻57、登極による。

順治18年正月7日、順治帝が崩じ、8日に遺詔が頒布される。この中で玄燁を皇太子とすることが言われていた。即位式は翌9日である。

早朝に、満洲人有力者が派遣され、即位する旨の祝文が、天(「昊天上帝」)、地祇、太廟、社稷に対して読み上げられる。玄燁は喪服を着用し、先皇帝の祭壇の前で報告し、拝礼をおこなう。この段階で命を受け(「受命畢」)、玄燁は皇帝となる。

皇帝は礼服に着替え、太皇太后、二人の皇太后に拝礼する。ここまでは、皇帝の私的居住空間である内廷での儀礼である。その後皇帝は公的政務空間である外廷に移動し、太和殿での儀礼に臨む。

皇帝が太和殿の玉座に着くと、鐘鼓が鳴らされる<sup>17</sup>。殿内では楽奏の準備はされているものの、演奏されない。王以下の文武官は整列しており、慶賀の表を上すが、皇帝は読み上げを免じ、茶をだすだけで散会とする。皇帝は、この後内廷に帰り喪に服する。なお同日大赦の條款を附した即位の詔が頒行され、二日後、天下に頒行される。

以上によると、康熙帝の即位儀礼が、洪熙帝のそれを雛形にしているのはあきらかである。早朝における天地、祖宗、社稷への報告、喪服を着用した皇太子の先皇帝への報告、礼服を着用した皇帝による皇太后への拝礼、賀表の宣読の免除などである。儀式の流れは、明と清とで基本的に同じといってよい<sup>18</sup>。

しかし変更点もある。礼服着用後における天地、祖宗への報告、先皇帝への拝礼が省略されており、また、文武百官、耆老による勸進が欠如している。

天地、祖宗については、即位詔に「天地、宗廟、社稷に祗しんで告げて皇帝位につく」とある。すなわち有力者による代参で承認は得ており、再度皇帝が行う必要はないと考えられたのであろう。同様に先皇帝も喪服で拝礼し、この段階で皇帝となるのであるから、不要と考えられたものとみられる。これらは漢人的な繁文縟礼を嫌ったのであろう<sup>19</sup>。

勸進の欠如も同様である。天地、太廟、社稷で告げられた祝文には、「臣は遺詔、輿論に従って正月九日に皇帝位につく」とある。この場合の輿論とは、順治帝が崩御したときに満洲人有力者（「諸王、貝勒」）がのべた遺詔に従うという発言のことであるから<sup>20</sup>、皇帝即位における正当性の根拠は、先皇帝の意志に一元化されている。先皇帝に喪服で拝礼した時に、皇太子が「受命」したのもそれを証する。清朝において皇帝即位の正当性の根拠は、ひとえに先皇帝の意志に基づくのであって、他者による推戴の要素は排除される。

#### 4. 比較による問題提起

以上、明清皇帝の即位儀礼について検討した結果から、井上報告の内容について考察し、新たな問題提起を試みたい。

まず明清皇帝の即位儀礼は、初代皇帝か後代の皇帝かで論理を異にすることが明らかである。王朝の創設期、支配集団は、自らが自らを正当化しなくてはならないのであり、指導者を皇帝として勸進し、擁立する。ところが後代の皇帝は、すでに王朝の正当性が確立されているために、そのような手続きは形骸化されるか（明朝）、無用とされる（清朝）。以下ビザンツにおける皇帝歓呼を、このような観点から分析してみたい。

第一に、ビザンツにおいては、なぜ初代皇帝的な即位儀礼が何代にもわたり続くのかが問題である。特に4、5世紀は軍隊、元老院・民衆の歓呼が重要な意味をもったと報告されているので、この時期の理解が焦点となろう。中国史の立場からすれば、このような現象は、五代の皇帝が、配下の禁軍から次々と擁立、廃位されるのを連想させ、むしろ皇帝位の不安定性を示すもののように思わせる。

7世紀以降の皇帝歓呼は、後代の皇帝のパターンである。そこでは雇われた市民が歓呼しており、明朝における耆老と同じ役割を与えられている。確かにこの時期は、共同皇帝戴冠制度が重要な意味を持ちはじめた時代であるので、市民の歓呼は形骸化せざるをえない。この時期

は、皇帝権力の安定した時期であろう。

そうとすれば、7世紀以降の皇帝歓呼について、皇帝権力論からアプローチするのは、あまり多くの稔りを期待できないのではないか。むしろ当時の国家構想の中で、市民というものがどのように位置づけられていたか、という問題からアプローチすべきである。

そもそも一体誰が国家の構成員であるかという問題は、必ずしも自明ではない。近代国家以後は、国民ということになっており、全ての国民は政治的に同等の権利を保障されている。しかし前近代においては、誰もが均等な政治的権利を有するものと観念されていたわけではない。たとえば清朝において、奴僕は科挙を受験することができず、彼らには官僚となる道が閉ざされていた。彼らは、この点で正規の構成員ではなかった。

しかしこのような構成員の範囲は、どのような状況のもとに国家を理解するかによって如何様にも広く狭くなるものである。たとえば清朝皇帝の奴僕たるボーイ（包衣）は、政治力学的には清朝皇帝を支持するれっきとした国家構成員である。一般的に考えるならば、哲学的思惟のもとでは、広くとらえられるし、政治力学的思惟のもとにおいては、狭くとらえられる傾向にあるといえるのではないか。

明清王朝の即位儀礼から考えるならば、初代は、支持集団の実力を背景に権力を掌握することができた。そこに反映された国家の構成員とは、支持集団に他ならない。しかし世代がたち、政権が安定していくにつれ、構成員の範囲は広くとらえられるようになって、耆老も取り込まれるようになる。ただしこれは明朝史における展開であって、清朝史においては、狭く皇帝の意志に一元化していく。

このように思惟は逆方向に展開していくのであるが、政治力学的にいえば、どちらも皇帝権は安泰なのである。その安泰さを、皇帝を支持する国家構成員の問題としてどのように概念化していくか。一方ではあらゆる人間が支持しているものと思惟し（明朝）、一方では皇帝の意志には誰もが従うのであるから、皇帝の意志だけで代替させてかまわないと思惟するのである（清朝）。

以上のように考えるならば、たとえば9世紀以降のマケドニア王朝時代には、帝位世襲、皇帝専制の観念が確立したと報告されるが、この時代において市民は、国家構成員としてどのように位置づけられていたのであろうか。

さらに同王朝の末期、テオドラ女帝の死期が迫ると、宮廷の有力者たちが後継者ミカエル6世を選定し、それをテオドラに受諾させたという。これは皇帝による指名であるが、実際は擁立型の即位というべきである。皇帝権の不安定さが看取される。

その後ミカエル6世は、元老院、市民に贈り物をして支持をとりつける。彼らも擁立集団の一員に組み込まれたのである。当時は、コムネノスの侵攻を目前にして、政治勢力の結集が喫緊の問題となっており、ミカエルのこのような行動は理解できるものである。

また、ミカエル6世が、コムネノスに敗北した後、共同皇帝を提案して元老院・市民に反対されたというのは、彼らの支持が離れたということである。さればここにコムネノスが、元老院、市民、配下の軍隊から擁立されるに至る。新たな王朝、コムネノス朝の成立である。

このように即位儀礼の意味づけは、激動期であるのか安泰期であるのかといった当時の政治

力学によって大きく左右されるというべきである。その意味で、即位儀礼を検討する際には、擁立者・国家構成員の問題を離れて考えることはできない。井上教授からご意見を伺えれば幸いである。

以上でもってコメントの主部を終え、最後に二点附言したい。一つは、共同皇帝戴冠制度と皇太子制度との相違である。両者の論理は異なっているはずであり、ビザンツ史側から前者の論理について更に詳しい説明を求めたい。

もう一つは、明清王朝の即位においては、先皇帝、皇太后との関係が決定的に重要であるが、ビザンツにおいてはどうかという問題である。もし重要度が低いならば、ここには、両者の政治秩序の違いを解きほぐす鍵が潜んでいるように思われる。

## 注

- 『支那近世史』第一章 近世史の意義（『内藤湖南全集』第10巻、筑摩書房、1969年所収）
- 宮崎の最もまとまった独裁君主制論は、「雍正硃批論旨解題——その史料的价值——」であろう。以下の引用は、『宮崎市定全集』第14巻、岩波書店、1991年、143頁による。「中国近世の独裁君主体制の理念は、君主と人民との間に特権階級が割りこむことを否定する。独裁君主の立場からすれば人民を支配するものは君主一人でなければならない。ただ人民の数が多いのに対し、君主は只一人であるから、人民を治めるためには官僚の手を借りなければならぬ。但し官僚は君主から見て単なる手伝い人夫であるべく、官僚がブロックを形成して君主と人民の間に介在して特権階級化してはならぬ。天子と人民との間には長い距離がおかれるが、それは単に天子の尊厳を意味するだけであり、途中で何等妨害を受けることなしに一直線に意志が疎通しなければならぬものである。故に官僚は最も伝導力に富んだ電線であるべくして、自らが発電したり電力を消費したりしてはならぬものなのである。」宮崎一流の明快な文章ではあるが、比喩が連発されているように、君主独裁を記述するものであって、その論理を解析するものではない。
- 『太祖実録』は呉元年12月辛酉に即位の儀注をのせ、洪武元年正月乙亥に挙行の次第をのせる。南郊で行われる儀礼について、辛酉の条では、「即位之日、先告祀天地、礼成、就即位于南郊、丞相率百官以下及都民耆老、拜賀舞蹈、呼万歳者三」としか記さず、会典と比べると簡略である。乙亥の条では、祝文をのせ、儀礼の細部に詳しいが、進行の次第については、辛酉の条を若干詳しくしたに止まる。
- 圜丘については、正徳『大明会典』巻80、郊祀にみえる。圜丘図は、万暦『大明会典』巻82、郊祀二にみえる。『太祖実録』では、洪武元年正月乙亥（4日）の条に「是用以今年正月四日於鍾山之陽、設壇備儀、昭告上帝皇祇、定有天下之号、曰大明、建元洪武」という。
- 万暦『大明会典』巻82、郊祀二、圜丘。望燎ともいうことは、正徳『大明会典』巻86、合祀神祇、風雲雷雨山川城隍之神にみえる。
- 『太祖実録』呉元年12月辛酉にみえる即位の儀注に、「即位之日、先告祀天地、礼成、就即位于南郊。丞相率百官以下及都民耆老、拜賀舞蹈、呼万歳者三」とあり、耆老がいたことをのべる。しかし会典では耆老の存在には言及しない。また即位の実際を伝える『実録』洪武元年正月乙亥でも、「丞相率百官、北面行礼、呼万歳者三」とあり、耆老はいなかったようである。
- 洪武『京城図志』によれば、太廟は宮城の端門の左にあり、社稷壇は右にあった。
- 『太祖実録』によれば、勸進は呉元年12月癸丑（11日）とその翌日にも行われている。朱元璋は、この時に即位の決心をし、即位の儀注の作成を命じている。
- 『仁宗実録』
- 『仁宗実録』では、14日の条に礼部がのぼした即位の儀注が記され、15日に即位の実際が記されるが、会典とやや異なる。
- 「上具孝服、設酒果親詣大行皇帝几筵前、祇告受命畢、即于奉天殿前設香案酒果等物、具冕服行告天地礼、随赴奉先殿謁告祖宗畢、仍具袞冕詣大行皇帝几筵前、行五拜三叩頭礼、畢、詣母后前行五拜三叩



頭礼、畢、詣奉天殿即位。」

- 12 『実録』 呉元年12月癸丑に「中書省左相国宣国公李善長率文武百官、奉表勸進曰……」とあり、耆老の姿はみえない。
- 13 談遷『国?』 永楽22年8月按語。『仁宗実録』 永楽22年7月辛卯。
- 14 『仁宗実録』 8月15日の条にも、「上躬告几筵、即皇帝位」とあり、先皇帝の祭壇前で皇帝となることをいう。
- 15 以上は、日本の天皇の踐祚に相当する儀礼であると考えられる。
- 16 第5代雍正帝が、「礼儀與順治十八年同」としたのが始まりで、第6代乾隆帝は、雍正帝の即位である康熙61年の儀礼に従っている（『欽定大清会典則例』 卷57）。なお、康熙帝の即位儀礼については、川勝守「清朝皇帝の儀礼と支配の構図—即位と崩御を中心として—」（『和田博徳教授古稀記念明清時代の法と社会』 汲古書院、1993年）がある。
- 17 光緒『大清会典事例』 卷292、登極礼節によれば、紫禁城の入り口である午門で鳴るのである。
- 18 これは、清初、制度に関してしばしば『大明会典』が参照されたことによる。
- 19 満洲人は、漢人が虚名を尊ぶということをししばしば批判する。
- 20 『聖祖実録』 順治元年正月丁巳に、諸王・貝勒らが「詔旨甚だ明かなり、誰か敢えて干預せんや」といったとある。